

取調べの全面的可視化，全面的な証拠開示に向けた制度拡充を求めるアピール

2014年3月27日，袴田事件について，静岡地裁は，再審開始を決定すると共に，刑と拘置の執行停止を決定し，死刑囚として，逮捕から48年間勾留されていた袴田巖さんは，同日釈放された。一方，名張毒ぶどう酒事件の再審請求は，2013年10月16日に最高裁において，第7次再審請求にかかる特別抗告が棄却され，現在，第8次再審請求がなされている。また，大阪では，東住吉事件において，大阪地裁が2012年3月7日に再審開始を決定し，これに対する検察庁の即時抗告により同年4月26日から大阪高裁で抗告審（三者協議）が続いている。

他方，2011年5月24日，水戸地方裁判所土浦支部は，布川事件の再審公判において，櫻井昌司さんと杉山卓男さんに対して，無罪判決を言い渡した。無期懲役の有罪判決を受け，29年に亘って囚われの身となった末での，再審無罪判決であった。

これらの再審請求事件には，いずれも被告人の「自白」が存在する。

被告人の有罪を基礎づけた「自白」は，どのようにしてなされたのだろうか。

袴田事件では，警察は袴田巖さんを連日12時間から最長で17時間取り調べた。袴田さんは，19日間否認し続けたが，20日目に自白に追い込まれた。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんも，警察の見込み捜査と連日の厳しい取調べにより，自白に至った。東住吉事件においても，警察の違法・不当な取調べにより，青木恵子さん，朴龍皓さんは，自白を強要され自白調書をつくられた。また，布川事件においても，櫻井さん，杉山さんは，警察の見込み捜査により逮捕され，捜査官による偽計や脅迫を用いた取調べに晒され強引に自白調書を作成され，その自白調書が決め手となり，無期懲役の有罪判決を受けたのである。

事件の重要な証拠とされる被疑者の「自白」が密室での取調べの「作文」であり，これにより，無実の人が，処罰され，また今現在も，処罰されようとしているのなら，こんなに恐ろしいことはない。

本日（2014年5月10日），大阪弁護士会館において，「袴田，名張，布川，東住吉 冤罪再審事件の系譜～いまこそ，改めて取調べの可視化を考える～」と題した市民シンポジウムが開催され，出席者一同は，これまでに発生した多数のえん罪事件が，密室での被疑者取調べにおいて作成される虚偽の自白調書に大きく依拠していること，そして，証拠開示の不備がえん罪事件を生む元凶であることを改めて確認した。

これらのえん罪事件は，氷山の一角に過ぎない。不当な身体拘束やえん罪から市民の生活を守るためには，密室の取調べにおける違法・不当な取調べを根絶する必要がある。法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」は今夏にも，審議の結論を出すともいわれているが，今こそ，捜査過程を透明にすべく，被疑者・参考人の取調べについて，全事件・全過程において録画・録音，すなわち，取調べの全面的可視化を実現する道を切り拓かなければならず，全面的な証拠開示に向けて，制度を拡充させなければならない。

本集会の参加者一同は，改めて，取調べの全面的可視化と全面的な証拠開示を一刻も早く実現させることを求めるとともに，力を合わせて，このような刑事司法改革課題に一層強く取り組む決意を表明する。

2014年（平成26年）5月10日

市民シンポジウム「袴田，名張，布川，東住吉 冤罪再審事件の系譜～いまこそ，改めて取調べの可視化を考える～」

参加者一同